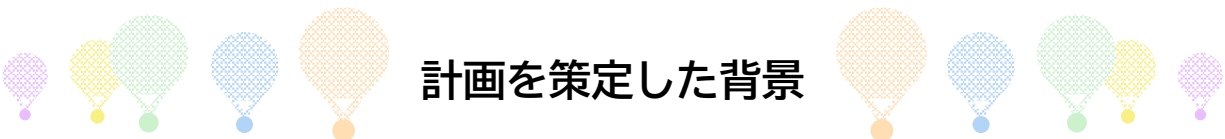


第3期
菊陽町
男女共同参画計画
概要版

令和7年3月
菊 陽 町

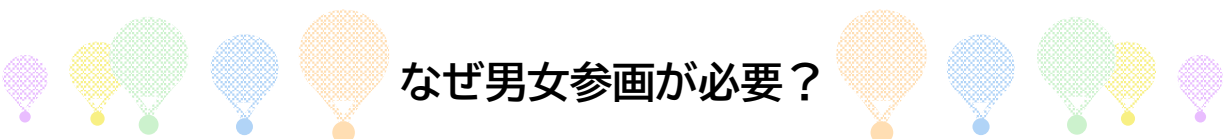


計画を策定した背景

菊陽町（以下、本町）では、若い子育て世代や外国人等の人口の流入が続いており、地域社会の様相が急速に変化しています。そうしたなかで、誰もが社会に参加できる包摂的な社会をつくるには、地域で暮らす人々がその個性や能力を十分に発揮し、自分らしく生きることのできる「男女共同参画社会」の実現が必要です。こうしたことを背景として、本町における男女共同参画社会の形成をさらに促進するために、「第3期菊陽町男女共同参画計画」（以下、「本計画」）を策定しました。

男女共同参画社会とは？

誰もが性別に関わらず、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、それぞれの個性と能力を発揮するとともに、共に責任を分かちあう社会のことです。



なぜ男女参画が必要？

「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は現在も根強く残っています。このような意識やそれに基づく人々の振る舞いや社会的な制度が、女性の社会参画を阻害していると考えられています。男女共同参画の推進は、このような社会的な障壁を取り除き、誰もが性別に関わらず、自分らしく生きることのできる社会づくりにつながるものです。



計画の期間

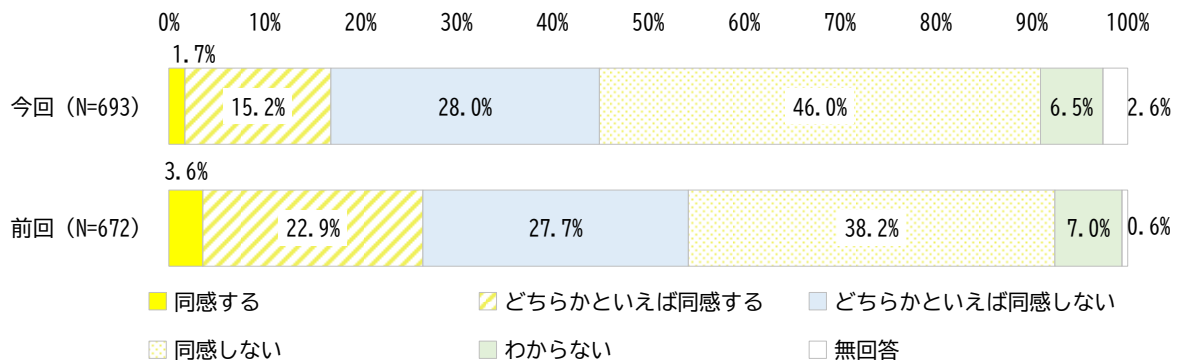
本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。



菊陽町の現状

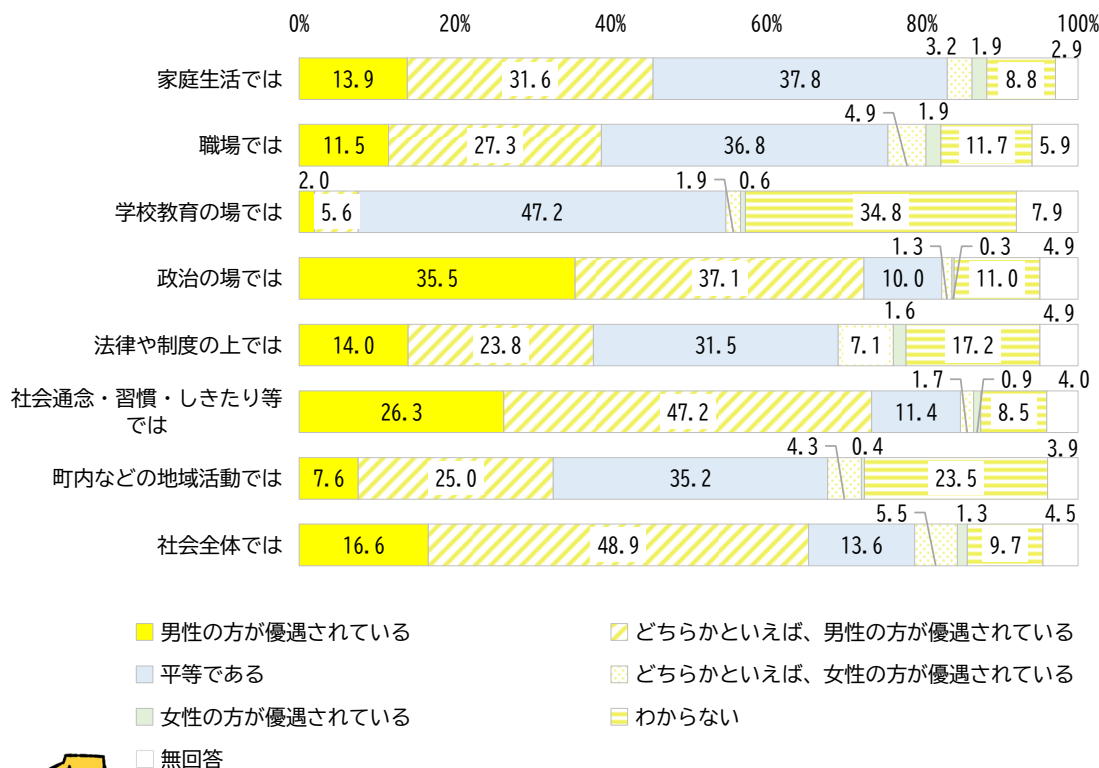
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

固定的役割分担意識に対して、否定的意見（「どちらかといえば同感しない」と「同感しない」の合計）が大勢を占めています。前回の結果と比較すると、否定的意見が増加しています。



男女の平等感について

各分野における平等感について、「学校教育の場」では「平等」が最も高くなっていますが、それ以外の分野では「男性優遇」（「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計）が高い傾向にあります。特に、「政治の場」「社会通念・慣習・しきたり等」「社会全体」で「男性優遇」の割合が高くなっています。



固定的性別役割分担意識は変化しつつありますが、社会の実態は追いついておらず、意識と実態に乖離が生じている状況が伺えます。

本計画の基本理念と体系

本町のこれまでの人権擁護の理念、男女共同参画への理念や取り組み、男女共同参画社会の実現に関する社会の潮流を踏まえ、前計画を引き継ぎ、次のように基本理念を定めます。

基本理念

一人ひとりの違いを認め合い
パートナーシップで未来を創るまち きくよう

基本目標

主要施策

基本目標

1 男女が共に能力を発揮できる
社会づくり

1 就労における男女共同の推進

2 仕事と家庭の両立支援の取り組みの推進

基本目標

2 男女が共に参加できる
まちづくり

1 行政における男女共同参画の推進

2 地域における男女共同参画の推進

3 生涯にわたる健康保持の推進

4 社会的に弱い立場にある人たちへの支援

基本目標

3 男女が安心して健やかに暮らせる
環境づくり

1 暴力防止対策の推進

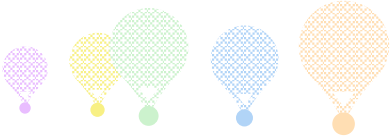
2 被害者支援の体制の充実

基本目標

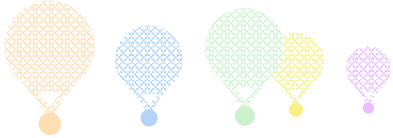
4 対等なパートナーと認め合い、
実践できる社会づくり

1 男女共同参画社会を目指す啓発活動の推進

2 男女共同参画の視点に立った教育の推進



主な取り組み



基本目標

1 男女が共に能力を発揮できる社会づくり

今後、社会全体では人口減少が進み将来の労働力不足が懸念されており、女性の社会参画、女性の活躍が必要とされています。そして何より、職場における女性の活躍は、女性の経済的自立をもたらします。男女が平等に個性や能力を発揮して働くことができるよう、雇用の場における男女共同参画を推進するとともに、仕事と家庭を両立できる環境をさらに整備していきます。

主要施策と主な取組

主要施策1 就労の場における男女共同の推進

- ・働きやすい労働環境改善に取り組む事業所の認定・表彰の推奨
- ・企業等のポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進
- ・職場におけるハラスメント防止
- ・職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止
- ・女性の就労の支援と能力開発の支援
- ・起業等女性の多様な働き方への支援
- ・家族経営協定の締結の促進

等

主要施策2 仕事と家庭の両立支援の取り組みの推進

- ・柔軟で多様な働き方の支援
- ・労働環境改善の促進
- ・男性の家事・育児・介護への参画促進
- ・子育て支援の充実
- ・仕事と子育て・介護の両立支援の充実

等

2 男女が共に参加できるまちづくり

性別に偏らないさまざまな意見や価値観が政策や方針に反映されるよう、女性本人の意向を十分に尊重しつつ、政策や方針の決定の場に男女が対等に参画できる環境づくりを進めるとともに、地域活動や防災分野においても積極的に男女共同参画を推進します。

また、性の多様性についての理解促進を図るため、啓発活動及び相談の充実を図ります。さらに、ひとり親家庭、高齢単身女性の生活困窮等の女性をめぐる課題が複雑化、多様化していることから、女性への包括的支援の強化を進めます。

主要施策と主な取組

主要施策1 行政における男女共同参画の推進

- ・ 各審議会・委員会への女性の登用の促進
- ・ 役場における管理職への女性の登用の促進

等

主要施策2 地域における男女共同参画の推進

- ・ 自治会等地域活動への女性の参画の促進
- ・ 地域活動における男女共同参画の促進
- ・ 防災施策への男女共同参画の視点の導入

等

主要施策3 生涯にわたる健康保持の推進

- ・ 妊娠・出産期における健康支援
- ・ 成人・高齢期における健康づくりの推進と介護予防の普及啓発の推進
- ・ リプロダクティブ・ヘルス／ライツという考え方の浸透

等

主要施策4 社会的に弱い立場にある人たちへの支援

- ・ 地域の支えあいの仕組みづくりの促進
- ・ ひとり親家庭の自立・就労支援
- ・ 在住外国人が安心して暮らせる環境づくり
- ・ パートナーシップ宣誓制度の普及

等

3 男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり

男女が生涯にわたり健康で安心して暮らせるように、性に関する正しい情報の提供や、学童期、思春期、子育て世代、高齢世代等の各段階に応じた健康支援を行います。また、DVやデートDVを防止し、被害者を支援するとともに性暴力やハラスメント等のあらゆる暴力、性による差別的行為の根絶に向け、人権教育・啓発の推進等の充実を図ります。

主要施策と主な取組

主要施策1 暴力防止対策の推進

- ・ 性犯罪・性暴力の防止
 - ・ DVやデートDV防止対策の推進
 - ・ 男女共同参画の視点からのメディア・リテラシーの育成
- 等

主要施策2 被害者支援の体制の充実

- ・ DV被害、性的被害に関する相談体制の充実
 - ・ 熊本県の相談窓口の周知
 - ・ 被害者保護体制の構築
 - ・ 被害者の早期発見及び適切な対応の確保
- 等

4 対等なパートナーと認め合い、実践できる社会づくり

男女共同参画社会の実現に向けて、固定的な性別役割分担意識の解消やそれらの意識に基づく慣習の見直し、アンコンシャス・バイアスの解消を含む意識改革を促すなど、さまざまな機会を活用して社会全体に男女共同参画の意識浸透を図ります。

基本的施策

主要施策1 男女共同参画社会を目指す啓発活動の推進

- ・ 固定的な性別役割分担意識の解消
 - ・ 男女共同参画に取り組む団体の育成と支援
 - ・ 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解促進
- 等

主要施策2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

- ・ 多様な選択を可能にする教育・学習の推進
 - ・ 学校、保育所・幼稚園等における男女共同参画に係る教育の推進
 - ・ DVやデートDV防止対策の推進
 - ・ 社会教育・生涯学習に関する情報提供と学習機会の提供
 - ・ 学習プログラムの充実
- 等

計画を進捗管理する指標

項目	現状 (令和6年)	目標 (令和11年)
性別に関係なく個性と能力を発揮できる社会になっていることに同意する人の割合	23.2%	30.0%
職場において「平等である」と思っている人の割合	36.8%	50.0%
女性管理職の割合	10.3%	30.0%
審議会等への女性の登用割合	29.8%	40.0%
「菊陽町パートナーシップ宣誓制度」を知らない人の割合	73.4%	50.0%
「セクハラ」を受けた人の割合	23.7%	15.0%
配偶者等や恋人から暴力を受けたことがある人のうち、被害を相談しなかった人の割合	52.2%	30.0%
「固定的な役割分担意識」に同意しない割合	74.0%	80.0%
社会通念・慣習・しきたり等において「平等である」と思っている人の割合	11.4%	23.0%
学校教育の場において「平等である」と思っている人の割合	47.2%	60.0%

(一部抜粋したものを掲載)

男女共同参画に関する相談先



■ 菊陽町人権教育・啓発課	096-232-2113
■ 熊本県女性センター	
女性相談	096-381-4454
DV相談	096-381-7110
■ 男女共同参画相談室らいふ	096-333-2666
■ 性暴力被害者のためのサポートセンター「ゆあさいどくまもと」	096-386-5555

第3期菊陽町男女共同参画計画

発行年月：令和7年3月 発行・編集：菊陽町人権教育・啓発課

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田 2800 番地

TEL：096-232-2113 FAX：096-232-4923